

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定によって、次のように肥料の登録の有効期間を更新した。

令和八年三月十九日

広島県知事 横 田 美 香

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	成分 (%) 量証	その他 の規格	生産業者 の 氏名 及び 住所	登録 有効 期 限
広島県第 一一四九 号	混合有機 質肥料	2141 混合有機 質肥料	窒素全量 二・〇 りん酸全量 四・〇 加里全量 一・〇	含有を許 される有 害成分の 最大量及 びその他 の制限事 項は公定 規格のと おり	全農アグリウエス ト株式会社 広島県広島市南区 出島一丁目三二番 八二号	令和一三年 六月二四日
広島県第 一一九〇 号	副産石灰 肥料	かきがら 副産石灰	アルカリ分 四六・〇	含有を許 される有 害成分の 最大量及 びその他 の制限事 項は公定 規格のと おり	東方工業株式会社 佐賀県佐賀市高木 瀬東二丁目一三番 一〇号	令和一三年 七月二二日
広島県第 一一五九 号	混合有機 質肥料	KH配合 有機1号	窒素全量 二・〇 りん酸全量 四・〇	含有を許 される有 害成分の 最大量及 びその他 の制限事 項は公定 規格のと おり	全農アグリウエス ト株式会社 広島県広島市南区 出島一丁目三二番 八二号	令和一〇年 九月九日